

# 事業主 殿

## 製造業等の「職長等の能力向上教育」のご案内

事業主は、労働安全衛生法に基づく「職長等の教育」について実施してきましたが、法定の「職長等の教育」(労働安全衛生法第60条)を終了後、労働安全衛生法第19条2第2項の規定に基づき、定期的に(5年毎)に再教育を行うなどレベルアップを図り、能力向上を充実することが義務付けられています。(平成3年1月21日付基発第39号)

当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育を実施します。是非この機会に受講されることをお勧めします。

### 記

#### 1. 受講対象者

①平成18年4月1日以降に「職長等の教育」(安衛法60条)を終了後、概ね5年を経過した方。

#### 2. 日程と場所

開催日	場所	時間
11月21日(木)	リーパスプラザこが	9:10~17:30

#### 3. 受講料

受講対象者	受講料	テキスト代	合計
福岡中央労働基準協会	8,880円	1,620円	10,500円
一般(非会員)	11,380円	1,620円	13,000円

#### 4. 受講内容 合計7時間

	科目	内容	時間
①	安全管理上の手法	予防管理手法とその理由	9:10~12:20
		教育・指導について	
	昼食		12:20~13:10
②	安全管理上の問題点と対策	リスクアセスメントと安全対策	13:10~15:15
③	災害事例研究と関係法令	災害事例研究	15:20~17:30
		関係法令	

#### 5. 申込方法

◎『能力向上教育受講申込書証明書』に所定事項をご記入の上、下記書類を添えて当協会までご郵送、もしくはご持参下さい。

- ・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票・交付後6ヵ月以内のもの
- ・受講機関等は問いませんが、確認の為「職長教育」修了証のコピーを受講申請書に添付してください。

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。

(振込手数料は受講者負担でお願いします。)

振込先：西日本シティ銀行 赤坂門支店 普通預金 1388163 福岡中央労働基準協会
---

#### 6. 修了証

全科目を終了された方に、修了証を交付します。

#### 7. その他

- ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
- ・日程・会場については、都合により変更・取消することもあります。

## 福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23赤坂弁護士ビル5F  
Tel 092-711-9132 Fax 092-731-8839

# 「職長等の能力向上教育」申込用紙・証明書

事業場所在地	(〒 - )			
事業場名・証明				
連絡先	TEL	FAX	担当者 係 氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日		現住所	※受講者番号 修了証番号
	西暦 年 月 日		(〒 - )	
	西暦 年 月 日		(〒 - )	
	西暦 年 月 日		(〒 - )	
	西暦 年 月 日		(〒 - )	
	西暦 年 月 日		(〒 - )	
講習年月日	自: 2019 年 11 月 21 日			
会場	リーパスプラザこが			
※  講習者 証明欄	<p>上記の能力向上教育を修了した事を証明します。</p> <p style="text-align: right;">2019年 11月 21日</p> <p style="text-align: center;">福岡中央労働基準協会長 印</p>			

★ ※の箇所は記入しないで下さい。

★本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

送付先: **福岡中央労働基準協会**

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F

TEL 092-711-9132 ・ FAX 092-731-8839